

2022年6月15日

各位

会社名 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中村 悟  
(コード番号 6080 東証プライム)  
問合せ先 取締役企画管理部長 下田 奏  
(TEL 03-6880-3803)

### 新株予約権（有償ストック・オプション）の行使条件変更に関するお知らせ

当社は、2022年6月15日開催の当社取締役会において、過去に有償ストック・オプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

当社は、当社およびグループ会社の役員及び従業員を対象に業績達成へのインセンティブとなる制度として、有償ストック・オプションとして新株予約権を発行しておりました。

組織再編等があった際に発行価額の2倍で当社が取得できるとする行使条件が付されておりましたが、行使条件に満57歳、満55歳等の年齢条件を含む超長期のオプション設計であることを勘案し、現時点では想定が難しい組織再編等があった際に株主の利益を勘案した意思決定を阻害することなく、役職員へ十分なインセンティブを与える条件へ変更するため、以下のとおり行使条件を変更するものです。

なお、今回の変更に際しては、本新株予約権発行時と同様に、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによるオプション価値算定を実施し、当初行使条件に基づくオプションから価値の変動がないことを確認する意見書を取得しております。

#### 2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1)第8回新株予約権（2015年1月30日開催の取締役会決議）
- (2)第9回および第10回新株予約権（2016年11月15日開催の取締役会決議）
- (3)第12回新株予約権（2018年11月15日開催の取締役会決議）
- (4)第13回および第14回新株予約権（2020年11月13日開催の取締役会決議）

### 3. 変更内容

変更内容は、次のとおりです。

(第8回)

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② 新株予約権者は満57歳の誕生日において、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役または従業員であることを要する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 新株予約権者は満57歳の誕生日において、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役または従業員であることを要する。<u>ただし、(a) 任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合、または</u> <u>(b) (i) 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、もしくは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うことが当社の取締役会で承認された場合、(ii) 当社が発行する株式について公開買付け(当社が自己株式の取得のために行うものを除き、当該公開買付けの結果として親会社等または支配株主の異動が生じるものに限る。)が成立し、その決済の開始日が到来した場合、もしくは (iii) 当社が発行する株式について、金融商品取引所が金融商品取引所の規則に従って上場廃止を決定した場合において、上記①を満たしているときは、この限りでない。</u></p> <p>(以下、省略)</p>

(第9回、第10回)

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② 新株予約権者は、満57歳の誕生日において、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 新株予約権者は、満57歳の誕生日において、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、<u>(a) 任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合、</u><u>または (b) (i) 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、もしくは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うことが当社の取締役会で承認された場合、(ii) 当社が発行する株式について公開買付け(当社が自己株式の取得のために行うものを除き、当該公開買付けの結果として親会社等または支配株主の異動が生じるものに限る。)が成立し、その決済の開始日が到来した場合、もしくは</u><u>(iii) 当社が発行する株式について、金融商品取引所が金融商品取引所の規則に従って上場廃止を決定した場合において、上記①を満たしているときは、この限りでない。</u></p> <p>(以下、省略)</p>

(第 12 回)

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② 新株予約権者は、満 5 5 歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 新株予約権者は、満 5 5 歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、<u>(a) 任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合、</u><u>または (b) (i) 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、もしくは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うことが当社の取締役会で承認された場合、(ii) 当社が発行する株式について公開買付け（当社が自己株式の取得のために行うものを除き、当該公開買付けの結果として親会社等または支配株主の異動が生じるものに限る。）が成立し、その決済の開始日が到来した場合、もしくは</u><u>(iii) 当社が発行する株式について、金融商品取引所が金融商品取引所の規則に従って上場廃止を決定した場合において、上記</u><u>①を満たしているときは、この限りでない。</u></p> <p>(以下、省略)</p>

(第 13 回、第 14 回)

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② 新株予約権者は、満 5 5 歳の誕生日において当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 新株予約権者は、満 5 5 歳の誕生日において当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、<u>(a) 任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合、または</u><u>(b) (i) 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、もしくは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うことが当社の取締役会で承認された場合、(ii) 当社が発行する株式について公開買付け（当社が自己株式の取得のために行うものを除き、当該公開買付けの結果として親会社等または支配株主の異動が生じるものに限る。）が成立し、その決済の開始日が到来した場合、もしくは</u><u>(iii) 当社が発行する株式について、金融商品取引所が金融商品取引所の規則に従って上場廃止を決定した場合において、上記①を満たしているときは、この限りでない。</u></p> <p>(以下、省略)</p>

以上